長崎県留置施設視察委員会条例をここに公布する。

平成19年３月23日

長崎県知事　金子　原二郎

長崎県条例第39号

長崎県留置施設視察委員会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）第21条第６項の規定に基づき、留置施設視察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第２条　委員会の名称は、長崎県留置施設視察委員会とする。

（組織等）

第３条　委員会は、委員５人で組織する。

２　委員の任期は、１年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　委員は、２回に限り再任されることができる。

４　長崎県公安委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったことその他特別の理由がある場合は、委員を解任することができる。

（委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、委員会の会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員会の庶務）

第６条　委員会の庶務は、長崎県警察本部警務部留置管理課において処理する。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、長崎県公安委員会が定める。

附　則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行の日から施行する。